

○須山委員長

皆さん、おはようございます。昨日に引き続き、委員会をはじめたいと思います。

昨日説明のありました当初予算と関連する補正予算について質疑のある方、挙手をお願いします。

大国委員。

○大国委員

おはようございます。昨日、予算について説明受けたところですがけれども、私から2点について意見と、それから質問させていただきたいと思います。

1つは同和対策事業についてです。かねてから私、申し上げているところですがけれども、国の特別措置法は終結したと。全国的な流れを見ますと、一つ、課の名称という点では人権政策課あるいは人権対策課ということで、同和問題を数ある人権課題の中の一つというふうに位置づけて、多面的にこう人権課題、人権政策を進めようという大きな流れができていると。そういう中であって、新年度に向けた組織改正の中でも、本県においては従前のとおりということだったというふうに思います。この点についてはこの間議論もしてきたんですが、この間の多様化する人権課題にどう向き合うかということを考えますと、やはり本県においても名実ともにそこはきちっと整理すべきだろうということは重ねて申し上げておきたいと思います。

それから、補助金の在り方についても、いろいろ改善等もされているというふうに認識していると思います。このお金の使い方、事業名ということについても、ほかの補助金と公平性、あるいは補助金を受ける側からすると、これも公平ですね、そういうところについてもやはり一度検討は重ねてほしいなというふうに思います。不公平のないようにお願いしたいということは重ねて申し上げたいというふうに思います。これが同和関係についての私の意見でございます。

それから、もう一つが予算に盛り込まれています多文化共生についてです。資料12ページですね。私、多文化共生を進めるって非常に大事なことだと思います。とりわけ本県における多文化共生の取組というのは、言わば住民の側から、当事者の側からの要求が、先に強い要求があって、例えば出雲市でいうと、外国からの労働者の方がたくさんおいでになって、いろんな問題が起きて、それに対応しなきゃいけないということで、当然出雲市もいろいろ努力もして、県にも支援を求めて、近年大分拡充されてきたというふうな認識でいます。今、人口減少が進む中で、労働力が不足している、その中でいわゆる勤労者世代をどう増やしていくかというところの選択肢の中に、企業によっては、現在もそうですけれども、外国から来て働いてもらいたいという要望を持った方、たくさんいらっしゃると思うんです。これは何も日本だけが、あるいは島根だけがやっていることではなくて、世界的に人口減少が進んでいる国はいずれもそういう多文化共生の取組っているのは進んでいるというふうに思うんです。ですから、少し、10年、20年先を見通せば、おのずと世界の流れといいますか、人の移動なんかを考えますと、どの国であっても、どの地域であっても、多文化共生の取組っているのは、従来からその国に住んでいる方、あるいは移られる方、移ってこられる方、双方にとってやはり求められてくるものだというふうに思いますので、人権的な視点も当然ありますし、言葉など含めて、日常生活をどう円滑に進めるかということもありますので、ぜひここを頑張っていただきたいなというふうに

思います。

そこで伺うんですけれども、今回の事業で、多文化共生推進拠点施設の移転・整備ということがあります。私ね、非常にこれ大事なことだというふうに思っていて、②のところではワンストップ型相談窓口の設置ということで、こういう窓口っていうのは、今後、県内に一つでは済まない、幾つもつくっていく必要が出てくるというふうに思うんですけれども、現時点においての、固まってないものもあるかもしれませんけれども、このような取組を広げなければいけないなというふうな認識でおられるのか、その点について伺いたいと思います。以上でございます。

○須山委員長

石田人権同和対策課長。

○石田人権同和対策課長

大国委員の御質問、御指摘につきまして、最初に、課の名称についてでございます。課の名称につきましては、委員の御指摘のとおり、人権課題は非常に多様化している状況でございます。現在、人権同和対策課では様々な人権課題に係る、それぞれ県庁内の各部局間、それぞれ担当しております部局間の分担と連携についての総合調整、それとあと、個別の人権課題としましての同和問題を所管してるところでございます。課の名称としましては、そのことを分かりやすく表現したものというふうに考えてはおりますけれども、今後、事務内容に本当にふさわしい名称であるのかということにつきましては、他県の動向も参考にしながら、引き続き課題として認識をしまして、検討は継続してまいりたいというふうに考えております。

次に、民間団体の補助金についてでございます。予算資料9ページの資料では7番の同和対策調整事務費として計上をさせていただいております。令和7年度は令和6年度の交付額を基本的に上限としまして要求をさせていただいておりますけれども、内容としまして、いわゆる啓発事業について適正に団体のほうで執行をされているかということにつきましては、毎年検査、確認を行っているところでございます。基本的には長期的に見ますと減少傾向にあるという状況ではございますけれども、今後も会計処理等の必要な指導を行いまして、適正な執行がなされるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○須山委員長

山本文化国際課長。

○山本文化国際課長

多文化共生推進事業関係についてお答えいたします。近年、外国人住民が増えておりまして、企業でも、いろんな取組をされておりまして、市町村でも対応が必要になってくるということは実感として感じております。その中におきまして、相談対応につきましては、④に書いております外国人地域サポーターを配置するなど、住民の方と市町村・行政をつなぐ橋渡し役の方を配置しております。また、今後ですね、今、②に書いております外国人住民相談対応に係る市町村と連携強化ということで、市町村と情報共有をこれまで以上に進めてということで進めていきたいというふうに考えております。

本当に委員おっしゃられましたとおり、今後増える中でどういったサポートができるかということは市町村、企業、県、そして関係団体一緒になって考えていきたいというふう

に考えております。

私からは以上です。

○須山委員長

大国委員。

○大国委員

1点ね、先ほど補助金の話がありましたよね。答弁では啓発事業に係るものだというふうな答弁でした。それはすなわち事業費に対する補助のみだという認識でよろしいかということをして1点と、それから、すみません、多文化共生の話でね、私ね、多文化共生で共生社会どう進めていくかという点で、一人一人の意識啓発というのは当然大事なんですけれども、実際現場で生じるその困難っていうのは、言葉の壁だったりすることが非常に多いと思うんです。文化の壁っていうのも当然あるんですけども、言葉ってなると非常に苦労されていて、よくその話題で出るのが、保育所で、お子さんって割とすぐ言葉覚えちゃったりすることもあるんですけども、保護者と保育園の保育士さんたちとのその意思の疎通が非常にやりにくかったりとか、お便りは市役所通じてその通訳、翻訳してもらって出すというのはあるんですけど、これ、時間がかかるという問題があったりする。それから病院でね、ドクターの話聞いても分からないから、子どもが先に言葉を覚えているから、子どもが通訳になったりとか、そういう、様々な言葉一つとっても様々な日常生活での障壁が出てきますので、今後間違いなく県内でもこういう需要といいますかね、ニーズが高まってくるのは間違いないと思いますので、出雲市なんかは割と早い段階からこういう経験もして、ニーズもつかんで、対策も可能な限りやっておくと思うんで、そういうところを県内でぜひ共有してもらって、課題共有してもらって、ぜひ解決のための手だてをしっかりと打てるように、通訳を配置するとか、例えば翻訳機をしっかりと整備するとか、そういうところ、きっちりやれるような体制に持って行ってほしいなというふうに思います。これは意見でございます。以上でございます。

○須山委員長

石田人権同和対策課長。

○石田人権同和対策課長

補助金の内容についてですけども、いわゆる当事者の立場としての様々な経験もしくは知見に基づいた啓発事業ということで目的として補助金を交付しております。

○須山委員長

ほかにございませんか。

高橋委員。

○高橋委員

大国委員の意見の関連でございますけれども、多文化共生の関係なんですけれども、島根大学のほうにですね、何か、本当かどうか知らないですけど、留学生が200人近くいるという話を聞いているんです。さっき大国委員も言われたんですけど、いわゆる住民との関係についても、そうした学生の方々の交流というのは極めて大事ではないかなという気がするんですけど、その辺について、県としてはどのような対応をされているかというところをお聞きしたいんですが。

○須山委員長

山本文化国際課長。

○山本文化国際課長

島根大学のほうに結構いろんな国から留学生の方がいらっしゃっていることは承知しております。今現在では、特に県のほうで留学生との交流ということは、そこに焦点を置いてはしておりませんが、例えば交流の翼 in しまねですとか、そういったところで大学生の方にもお声がけして、若い方たちが国際交流の感覚を身につけるということについては施策をとっているか、事業を行っております。今後ですね、留学生の方もなかなかちょっと市内でお会いすることないんですけれども、そういった青年交流の場に参画できるような状況が今後出てくれば、また検討をしたいと思っておりますけれども、現段階では直接的な島大のほうへのアプローチというのは行っておりません。以上です。

○須山委員長

高橋委員。

○高橋委員

大学の教育カリキュラムと連動がありますので、単純に県から直接っていうわけにはなかなかいかないと思うんですけれども、ただ、将来に向けても、やはり関連性を持っていくというのは極めて重要だと思っておりますので、教育庁とか、あるいは総務部等いろいろ関連すると思いますけれども、ぜひ何ていうんですか、つなぎをつくっていただくように、これはお願いでございますので。以上でございます。

○須山委員長

ほかにありますか。よろしいですか。

野津委員。

○野津委員

1点だけ、県民会館、これから大きく整備されますけど、以前も質問しましたけど、今現在の本工事の財源見込みというのか、国からの財源構成が何か一部出ていたと思うんですけれども、これは現在、デジタル田園都市国家構想交付金の拠点タイプとか公適債を使うみたいな話なんじゃないかなと思うんですけど、現在値が今どういうふうな状況になっているか、もう一回再度教えてもらってもいいですか。

○須山委員長

伊藤文化振興室長。

○伊藤文化振興室長

県民会館の改修工事に係る財源というところなんですけれども、現在、県民会館の改修につきましては、国の交付金でありますとか有利な起債の活用のほうを総務部とともに検討しているところでございまして、国の交付金としましては、第2世代交付金、新しい地方経済・生活環境創生交付金というものがございまして、そちらのほうの活用というところでの検討を進めさせていただいているという状況でございます。

○須山委員長

野津委員。

○野津委員

第2世代も拠点整備タイプ交付金と多分同じ、名前が変わっただけかなと思ったりもするんですけれども、いわゆる昔の地方創生推進交付金みたいな新しい、違う枠で第2世代

って多分ついていると思うんですけども、拠点整備タイプっていう有利な起債っていうのは多分公適債かなと思うんですけど、お分かりになりますか。

○須山委員長

伊藤文化振興室長。

○伊藤文化振興室長

すみません、具体的に起債につきましても、こちらのほう、現在どういった起債というところも含めて検討させていただいているというところでございます。

○須山委員長

野津委員。

○野津委員

この多分第2世代も拠点整備タイプも、昔からたしかステージに係る音響とか照明とか、ああいう何かエンターテインメント要素が入るようなものは多分補助対象外とか、何かそういうようなイメージがあるんですけども、ただ、それは内容の中で補助対象外には現在なっていたとしても、それこそ総理が掲げるような楽しい日本とか、ああいうことになってくれば、令和7年度の要綱がどうなっているのか分かりませんが、本格工事は令和8年度とか令和9年度とかになると思うんで、そういうときになったら、しっかり要望も入れ込んでもらおうと、そういうところの結構バージョンアップの改修に多分お金がかかると思うんで、要望も含めてというか、細かな内容まで含めて要望されたほうがいいんじゃないかなと、こちらのほうも政治マターでの要望もしますけれどもっていうことだけはちょっとお伝えをしておきます。以上です。

○須山委員長

ほかにありますか。

嘉本委員。

○嘉本委員

NPO活動総合支援融資制度事業でございますけれど、これ、どういうものがその対象になっているのか、教えていただけたらなということと、それと、宍道湖・中海ラムサール条約登録20周年記念事業ですけども、どういう事業内容を考えておられるのかということについて教えていただけたらなというふうに思っております。特に、今年は大阪万博もあります。ぜひこういう地域の宝に外国の皆さん方にも触れていただきたいなというふうに思うんですけども、その辺の御配慮といいますか、連携ということを考えていらっしゃるのかどうか、併せてお伺いできたらなと思っております。

○須山委員長

安達NPO活動推進室長。

○安達NPO活動推進室長

嘉本委員から御質問いただきました。特定非営利活動法人支援融資制度についてでございます。まず、この制度が創設されましたのが平成22年になります。どういったものに対して融資枠を設けているかということで、大きく分けて3つございまして、1つが運転資金でございます。もう一つが設備資金、もう一つが国などからのつなぎ資金ということで3種類設けておりまして、それぞれ、融資期間であったりとか融資利率が異なっております。

○須山委員長

清山宍道湖・中海対策推進室長。

○清山宍道湖・中海対策推進室長

20周年記念事業の現時点の検討状況なんですけれども、まず、一番大きなものは、登録月であります秋口を目途に、県内で記念シンポジウムというか、記念行事を行うというふうになっております。内容的には、これまで20周年、この間、活動されてきた様々な方々がいらっしゃいます。団体とか、企業、NPO法人、子どもたちと、そういった方々の活動を振り返りつつ、将来に向かって、宍道湖・中海を地域の宝として持続的に大事にしていこうというような内容になればというふうに思っております。このために、春先から、県内ってというか、流域市町で巡回パネル展等を開催することによって機運を盛り上げていきたいというふうに考えております。

なお、この20周年記念事業の中に、もう一つ、今年、世界湖沼の日というのが制定されました。昨年の12月に国連で既決されたということで、これは滋賀県が中心に取り組まれるということのようなんですけれども、これと連携いたしまして、島根、鳥取両県で連携していくことを考えております。この中で、関西万博との絡みとか、そういったことも検討されているというふうには伺っておりますので、今後、今年はその20周年、世界湖沼の日と一連のものを使いながら、盛り上げていきながら、連携しながらということができるよう考えていきたいと思っております。以上です。

○須山委員長

嘉本委員。

○嘉本委員

NPOの融資制度事業ですけれども、これは、例えば運営資金というようなことも出ましたけれども、祭りとか、そういうようなものに利用できるのかどうかということをちょっと再度聞かせていただけたらなというふうに思っています。地元にはたくさん、安来なんかでもそうなんですけれども、歴史のある祭りがございます。ほかの地域にもあろうかと思っておりますが、その辺のことどうなのかということ。

それと、ラムサール条約の記念事業につきましては、地域の皆さん方に理解をいただくというのは、これは当然なんですけれども、これ、世界の宝物でもありますので、ぜひ我が事として、島根県としてどういうふうなPRをしていったらいいのか、観光にも心を寄せていただいて、ぜひ、これ、一度しかない事業だとは思いますので、いいチャンスでございますので、島根県が主導権を握って、全世界に向けてPRするんだという意気込みも示していただけたらなというふうに思っております。これは要望でお願いいたします。

○須山委員長

安達NPO活動推進室長。

○安達NPO活動推進室長

嘉本委員から御質問いただきました、祭りについてこの融資制度が活用できるかということなんですけれども、融資条件でもいろいろ条件がございまして、その条件の一つとしましては、融資を受けようとする事業が定款に定められているということであってございまして、ちょっと個別の判断になろうかと思っておりますけれども、その融資条件に合致すれば、その事業に対しては御融資ができるかというふうに考えております。

○須山委員長

美濃環境生活部長。

○美濃環境生活部長

先ほどのNPOの融資の関係でちょっと補足だけしておきます。条件がかなえばという説明を今安達NPO活動推進室長がいたしましたが、その前提となっておりますのが協調融資ということで、公金が一定程度預けられた上で低利の融資をするという形になります。そういったしますと、地元のお祭りでもよくあると思います、8月のお祭りもそうだと思いますが、政教分離の点でいかんともし難い分野というのもございますので、その辺りはうまく切り分けをしていただいて、お考えいただければと思いますので、お願いします。

○須山委員

ほかにありませんか。

高橋委員、どうぞ。

○高橋委員

ラムサール条約の関係の関連でございますけれども、20周年ということなんですが、この評価についてですね、県のほうはどういう評価されてるかなという気がします。というのは、実感として感じるんですけど、渡り鳥が、宍道湖とか中海ばかりじゃなくって、周辺にかなり飛んできてるわけですね。私、地元の大東にいますけれども、大東のほうでも、いわゆる堰のところの河川のところに水場があるんですけれども、そこに相当渡り鳥が飛んできております。かつて白鳥なんかが飛んでくると、白鳥海岸とかいろんな名称を使ってですね、いわゆる保護地区なんかやられてたんですけども、一方ではいわゆる鳥インフルエンザっていうことも心配されるわけですけども、こうした中で島根として、ラムサール条約を結んでですね、この20年の中でどういう評価をされているのかというのが何かあったらまた教えていただきたいと思いますと思って質問させていただきます。

○須山委員長

清山宍道湖・中海対策推進室長。

○清山宍道湖・中海対策推進室長

評価というところ、なかなか難しいかなというところはあるんですけども、引き続き、宍道湖・中海には多くの渡り鳥がやってきて、越冬する地域であるというところがございます。今委員おっしゃいました、雲南のほうにも非常に今、様々な渡り鳥がやってきてるというのも承知しておりまして、また、雲南ではコウノトリというのを核にして、いろいろ様々展開しておられる。それから、出雲市は、今後トキの放鳥ということもありまして、雲南市、出雲市ですね、それから鳥取県、3者が事務局となる協議会を立ち上げて、大型水鳥を活用した広域ネットワーク支援事業というものを進めておりまして、これのほうで、これに対して、県としても負担金出しているというようなところでございます。

また、国土交通省出雲河川事務所が主な事務局になりますけれども、この流域の関係市町村や漁業団体、あるいは民間団体等を構成員として、斐伊川水系で大型水鳥を核とした地域づくりを進めていきたいと思いますということも、そういう取組がありますけど、それに対しても県としても参画をしております。このような、この地域の様々な主体によって、水鳥に着目した取組が進められていると、そういうことが定着してきていると、今後も展開されるというふうに認識しております。以上です。

○須山委員長

高橋委員。

○高橋委員

ありがとうございます。いずれにしても、野鳥が飛んでくるという自然環境が非常にいいということだと思っておりますので。さっきの話じゃないんですけども、非常に島根にとっては利点になりますので、そういったものもPRを広めていただきたいと思います。以上でございます。

○須山委員長

岸委員。

○岸委員

私のほうは31ページのエコライフ推進事業費なんですけど、この中で、今年度末に改訂予定の目標値、上方修正しつていうふうにありますけども、以前の目標値がどうだったのかということもあるんですが、この温室効果ガスの削減というのは、これ、非常に複雑な計算式があつて、2年遅れで出てくるんですよ。今のところこの2021年しかないんですけど、ちょうどコロナの時期で、コロナの時期って経済活動が停滞しているので、その削減率は結構あつてと思うんですよ。これ、経済活動が活発になると、ちょっと増える傾向に、特に家庭とかそういう分野で増える傾向があるんですけど、その辺を捉えながらやはりその目標値を立てられたのかというところがちょっと気になるんですよ。改訂の時期なんで、何らかの目標値は設定しなきゃいけないとは思いますが、要するに2022年、2023年のところがどうなるかっていうのは非常に何か微妙な気がしております、その辺のところどういうふうに捉えてらっしゃるのかということをお聞きします。

○須山委員長

西環境政策課長。

○西環境政策課長

目標の立て方についてでございますが、岸委員おっしゃるとおり、確かにコロナの時期っていうのは経済活動が落ち込んで、若干経済活動ということでは落ちている部分もあるとは思いますが、一方で、巣籠もり需要ではないんですが、外出しないことで増えている部分もあつて、そこはどれだけ落ちたかっていうのははっきりまだ数値が直近で出ておりませんので分かりませんが、電力使用量なんかを見ると、そこまで極端には落ち込んではいないのかなというふうには考えています。

今回の目標引上げに当たっては、コロナ禍の数値と、後ほどの、31ページでいうと、グラフでいきますと2020年と2021年の数字を出していますが、積算のベースとしては2020年、要はコロナ禍前の数字までのところのトレンドから推計をして、ちょっとコロナ禍での影響のところは排除するような形で予測を立てておりますので、見込みとしては、引き上げた数字の2030年の目標でいけば、39%、何とかいけるんじゃないかというふうには考えております。以上でございます。

○須山委員長

岸委員。

○岸委員

2020年の数値から見て、何とかいけるんじゃないかっていう話ありましたが、こ

の中でいえば、産業部門とか運輸部門っていうのは徐々に徐々に減ってきているんで、これについては減ってくるとは思うんですが、ある意味、私がちょっと心配するのは業務部門、家庭部門っていうところですので、その辺りの取組を強化することによって目標に近づくのではないかなというふうに思いますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

○須山委員長

ほかによろしいですか。

大屋委員。

○大屋委員

国スポについてちょっと意見と質問してみたいと思いますが、あと5年後に迫った国スポで、まだ5年先ですけど、私が感じとるのは、まだ、盛り上がりが非常に欠けると、島根県での主催でね。そこの辺の盛り上がりというのは、県民はまだ、5年後に国スポが島根県であるというのをほとんど知らないんですよ。知っておるのは県、市町村の該当する競技の行政あるいはその競技の団体しか全く知らないんだ。5年後の盛り上がりをもどのようにしていくかっていうのが私は課題だと思います。そこの辺の考えについて、まず1点伺います。

それからもう1点は、これは地元開催、必ず優勝しなければならないのか。昭和57年、くにびき国体が島根県で行われました。今から43年前ですね。あのときには島根県はもちろん地元開催で天皇杯を取りました。私もしっかり覚えております。でも、あのときの状況は、島根県の人口が約80万人おったんですよ。今ね、64万人を割っとるんですよ。2月1日現在で63万8,000人。この中で、東京の一極集中という、都道府県の人口差がどんどん開いておる。併せて、競技力も都会地と地方ではかなり差があるんです。そういう中で天皇杯を目指そうとしておるのか、天皇杯は要りませんと言うと士気に影響するから、そういう目指すという気持ちは分かるが、地元開催、天皇杯、総合優勝にこだわりを持っておられるのか。丸山知事はどうこういうふうに思っておられるのか、担当の県のいわゆるスポーツ担当の課はどのようにこれを捉えておるのか、その2点についてまず聞いてみたいと思います。

○須山委員長

清水島根かみあり国スポ・全スポ大会準備室長。

○清水島根かみあり国スポ・全スポ大会準備室長

まず、大会5年後の開催に向けての機運醸成についてでございます。委員おっしゃられるように、大会の認知度についてはまだ十分に高いとは言えないのかなという認識はございます。令和6年1月現在のしまねwebモニターで調査をしたところでは、大会の認知度は53%でございました。約半数ということで、まだまだ定着してないのかなと。

それで、これまでのところでは、ターゲットエイジになる、国スポに参加する小学生等の競技体験会等への参加を促進するような広報を中心にやっておりました。これからは、やはり開催5年前になって、開催内定という節目の年になりますので、広報については強化をしていきたいなと思っております。そのために、今年度からイメージソングを決定をして、ダンス等もつくって、そういったものを普及していくことですか、それから県民参加の取組ということで、県民の方がそういった例えばダンスをやって盛り上げるようなことをSNSで発信するようなことにもつなげていけるように、なるべく県民を巻き込

んでいけるような取組をして機運醸成を図ってまいりたいと考えております。

○須山委員長

松本競技力向上推進室長。

○松本競技力向上推進室長

総合優勝を目指すのかどうかという御質問です。国スポに向けた取組を開始するときに、外部の方に委員として入っていただきました懇話会を設けまして、どういう国スポを目指すのかということを提言いただきました。その中で優勝を目指すべきという御意見をいただきましたので、それを踏まえまして、競技力向上基本計画では総合優勝を目指すということで計画をつくっております。

知事のそれに対する考えですけど、以前、議会答弁でも知事が答弁させていただいておりますけども、まず大切なのは、選手一人一人が目標を立てて、そこに向かって努力を重ねていくことだということだと言っております。総合優勝はその積み重ねで、その先にあるものだということで、県としましては、まず一人一人の選手がそれぞれの目標に向かってしっかり頑張れるように必要なサポートをやっていきたいと、そういうスタンスで考えております。

○須山委員長

大屋委員。

○大屋委員

今の答弁では、知事さんは何が何でも総合優勝という気持ちは伝わってこないと思うんですね。一人一人の競技の一生懸命取り組んだその後にそういう結果がついてくるということは、何が何でも島根の総合優勝やるんだと、そういう気持ちが伝わってこない。頑張ると、地元開催の優勝ができにやできんで、それでいいんじゃないかというメッセージしか私は受け取ってないですが、それはそれとして、ただ、国スポは都道府県で順ぐり順ぐりやっておりますが、5年後に、このメリットは、島根県の開催で、島根県をやはり知ってもら。島根県のよさを、出雲、石見、隠岐、どこも競技がそれぞれあるわけですから、選手が全国から来て、島根県のよさ、あるいは島根県民のいわゆる県民性というものを再認識していただくという意味では大きな、競技力の向上よりもその魅力、メリットは確かにあると思っております。

そこで一番大事なのは、これは認識度もそうですが、やはり競技をすれば、市町村において地元の市民の、あるいは県民の、町民のボランティアの活動というのは、これは欠かせないんですね。行政の力も、協力もそうですが、やはり市民のボランティア活動、競技会場の周りに花壇を置いたり、昭和57年のときにはまさにそういうボランティア活動の力というのは私は大きかったと思うんですが、そこの辺の取組は、これから5年後ですが、もう今、皆さんに、県民に周知しておかないと、さあ直前になってやってくださいと言っても、やはり高齢化が進んでおりますしね、やっぱり若い人はだんだん少なくなっておる。特に人口減少というのは今私が申し上げたように非常に厳しい状況にありますから、そこの辺のボランティアの男性、女性、高齢者も含めて、そこの辺の協力体制というのは必須であります。そこの辺はどういうふうに今考えておられるか、そのことを質問してみたいと思います。

○須山委員長

清水島根かみあり国スポ・全スポ大会準備室長。

○清水島根かみあり国スポ・全スポ大会準備室長

開催時のボランティアについては、委員おっしゃられるように、そういったボランティアの方がいないと大会が成り立たないぐらい大切なものだと考えております。具体的には、会場の美化活動もそうですし、それから開・閉会式の式典ですとか、案内係、いろんなことで、地域の方もしくは県民、多く学生さんとかも含めて、ボランティアのほうに参加をいただきたいと思います。以上です。

ボランティアの参加につきましては、基本的には大会開催時と、その前の、前年にございますリハーサル大会のときに必要になるものですから、まだ今の段階でボランティアの募集というのをやってはおりませんが、それは3年前、2年前ぐらいから開始をしたいと思っておりますが、その前段階で、市町村さんのほうでも準備委員会等をつくられて、市町村、それぞれの住民の方々に向けた広報もしてまいります。そういったものと連携をして、例えばうちの県準備委員会の専門委員会では、広報の専門委員会では、公民館の方にも入っていただいております。そういったところも通じて、大会の開催の機運の醸成と、それからそういった県民に参加していただくようなものがたくさんあるということを周知していきたいなと思っております。以上です。

○須山委員長

大屋委員。

○大屋委員

情報共有をしっかりとしながら、あと5年先に向かって、ボランティア活動あるいは市町村との連携、あるいはまた開催団体との競技力の向上、いろんな指導者の育成もあると思うんですが、5年後はもうすぐやってきますから、後れを取らないように、そういう意味で、しっかり取り組んでいただきたいということを改めて要望しておきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。以上です。

○須山委員長

ほかによろしいですか。

西環境政策課長。

○西環境政策課長

すみません、先ほど岸委員の質問に対する答弁でちょっと年度の誤りがありましたので申し訳ございませんが、訂正をさせていただきたいと思っております。

目標引上げのベースとした年度を2020年度というふうに先ほど申し上げましたが、2020年度、コロナ禍の影響が入って、除いております、正しくは2019年度までのデータをベースに目標引上げの検討をしております。申し訳ございません、訂正をさせていただきます。

○須山委員長

了解しました。よろしいですね。

それでは、当初予算に係る議案について採決を行いたいと思っております。

お謀りいたします。第3号議案のうち関係分について、この議案について異議ある方。

どうぞ。

○大国委員

環境生活部の予算全体としては、当然の取組、それから今の情勢を考えたときの必要な施策が多く含まれているということは今回の審査でも感じたところで、頑張ってもらいたいという思いがあるということはまずお伝えしておきたいと思います。

各論的で大変申し訳ないんですけども、人権同和対策の点で、質疑やったとおりですけども、意見の違いといいますか、やっぱり今後の在り方含めて、課の名称を含め、名実ともに同和問題というのは数ある人権課題の中の一つとして位置づけて、何か特化してやるものではないと、そういう時代は終わったということは重ねて強調し、この１点です、すみませんが、賛成できないということでお願いしたいなと思っております。以上です。

○須山委員長

それでは、御異議のありました第３号議案のうち関係分について、挙手により採決したいと思います。

お謀りいたします。第３号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとするに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○須山委員長

挙手多数。よって、第３号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、令和６年度補正予算について審査を行います。

第１号議案のうち関係分及び第５８号議案のうち関係分について執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明してください。

徳永環境生活総務課長。

○徳永環境生活総務課長

第１号議案の一般会計補正予算関係分につきましては、昨日説明しておりますので割愛させていただきまして、資料は３８ページをお願いいたします。第５８号議案、令和６年度一般会計補正予算（第１０号）のうち環境生活部関係分について説明いたします。

表は課別予算額の一覧です。表の補正額Ｂの列の一番下、部計のとおり、環境生活部全体で５億８，４００万円余の減額補正をお願いするもので、補正後の予算額はその右……（「まだ出てこん」と言う者あり）

すみません、資料を準備します。少々お待ちくださいませ。（「出た」と言う者あり）

それでは、３８ページの部計の一番右の欄で、補正後の予算額は８４億１，３００万円余となります。

３９ページからは各課の課別事業別一覧でございます。備考欄に補正予算の主なものについて、その理由などを記載しております。そのうち、増減の大きなものを中心に説明をいたします。

まず、環境生活総務課は２，０００万円余の減額です。主なものとしては、４番、活動団体の自立促進と活性化事業費で、ＮＰＯ活動総合支援融資制度の所要額見込みに基づく預託金の減に伴い、１，３００万円余の減額となっております。

次に、40ページ、人権同和対策課は100万円余の減額です。各事業の実績に基づく減額によるものです。

次、41ページ、文化国際課は3,100万円余の減額です。主なものとして、4番、多文化共生推進事業費では、国からの補助金や交付金の内示減及びしまね国際センターへの委託事業でオンライン業務の拡充に伴い交通費が減ったことなどにより900万円余の減。9番、芸術文化センター事業費では500万円余の増額となっておりますが、これはグラントワの指定管理料について、空調面積が増加したことにより、令和6年度当初予算で計上している光熱費では不足する見込みとなり、増額補正をするものです。11番、芸術文化センター整備事業費では、グラントワ小ホールの音響設備修繕工事について、使用する部品の変更等により800万円余の減となっております。

次、42ページ、スポーツ振興課は2億円余の減額です。主なものとして、2番、国民スポーツ大会競技力向上対策事業費では、練習拠点施設である隠岐水産高校相撲場が翌年度での整備となったこと及び市町村が行う練習拠点施設整備の実績に基づく減などにより1億8,000万円余の減。6番、障がい者スポーツ振興事業費では、全スポに向けた選手育成強化に係る島根県障害者スポーツ協会への委託事業で内容を見直したことにより800万円余の減となっております。

続いて、43ページ、島根かみあり国スポ・全スポ準備室は1億6,700万円余の減額です。主なものとして、2番、国民スポーツ大会開催準備事業費では、準備委員会の開催実績及び競技役員等養成事業などの実績に基づき1,500万円余の減。3番、国民スポーツ大会競技施設整備事業費では、自転車競技場整備について整備地の再検討が必要となったことなどにより1億5,500万円余の減となっております。

次に、44ページ、自然環境課は1億9,300万円余の減額です。国の交付金の減額と市町村が行う自然公園等の施設整備事業の実績に基づく減額が主なものとなります。なお、3番、隠岐ユネスコ世界ジオパーク活用推進事業費及び4番、三瓶自然館サヒメル等の施設管理運営事業費については、備考欄に米印で記載のとおり、一部事業について令和7年度へ繰越しをお願いするものですので、後ほど47ページの繰越明許費の補正においてまとめて説明いたします。

続きまして、45ページ、環境政策課は全体では3,400万円余の増額となっております。主なものとして、2番、エコライフ推進事業費では1億円余の減となっております。これは国の交付金を活用するしまね脱炭素加速化支援事業について、交付金の交付初年度であり、補助申請件数が見込みを下回ったことによるものでございます。なお、この事業費の中にあるしまねグリーン製品利活用促進事業については、先ほどと同じ繰越明許費を計上しておりますので、後ほどまとめて説明いたします。3番、産業廃棄物減量促進基金造成事業費では、令和6年度の産業廃棄物減量税の税収見込みの増及び令和5年度の税収実績の増に基づく基金造成額の増などにより約1億5,000万円の増額となり、これにより、課全体で増額となっております。次に、5番、大気環境保全対策事業費では、大気監視測定局に係る測定機器の購入等に係る入札減や環境省受託事業費の減により、1,000万円余の減となっております。

続きまして、46ページ、廃棄物対策課は400万円余の減額となっております。3番、産業廃棄物処理施設の許可・監視等事務費において、水質検査業務の入札減等により10

0 万円余の減額となっているほか、各事業の実績に基づく減額によるものです。

続きまして、47 ページ、繰越明許費の補正でございます。追加分2 件、変更分1 件をお願いするものです。

まず、上の表、追加分について。自然環境課の三瓶自然館サヒメル等の施設管理運営事業費ではサヒメルに設置しているクーデ式望遠鏡について、令和6 年度と7 年度にそれぞれ2 台ずつ、計4 台を更新する予定でしたが、令和6 年度の2 台分について、部品調達の遅れから年度内の納入が困難となったため、1, 500 万円余を繰り越すものでございます。環境政策課のエコライフ推進事業費では、この事業のうちしまねグリーン製品利活用促進事業分150 万円余を繰り越すものでございます。当該事業は、市町村が実施する公共事業でしまねグリーン製品を活用する場合に補助金を交付するものですが、市町村の工事の繰越しに伴い、当該事業も繰り越すものでございます。

次に、下の表、変更分は、自然環境課の隠岐ユネスコ世界ジオパーク活用推進事業費について、昨日、2 月補正の初日分の説明をいたしましたときに補正予算額6, 600 万円全額の繰越しをお願いいたしましたが、これに加え、令和6 年度当初予算で措置している工事のうち3 か所について工事着手後の設計変更の不測の日数を要し、年度内の完了が困難であることから、7, 000 万円余を繰り越すものでございます。

最後に、48 ページ、債務負担行為の補正でございます。表に記載の2 施設、県立美術館及び県立はつらつ体育館につきましては、令和7 年4 月から5 年間の指定管理者の指定及び指定管理料について11 月議会で議決をいただきましたけれども、5 年間分の指定管理料について、公募後の労務単価上昇等を踏まえ、県立美術館は6, 400 万円余、県立はつらつ体育館は200 万円余、いずれも増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○須山委員長

ただいま説明がありましたが、質疑等はございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○須山委員長

それでは、採決を行います。

補正予算に係る議案2 件について一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○須山委員長

それでは、お謀りいたします。

第1 号議案のうち関係分及び第58 号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○須山委員長

御異議なしと認めます。よって、第1 号議案のうち関係分及び第58 号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で付託議案の審査を終了します。

次に、報告事項について執行部から説明を受けます。

なお、質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明をしてください。

安達NPO活動推進室長。

○安達NPO活動推進室長

そうしますと、私から、次第の（３）、報告事項の①島根県民いきいき活動促進基本方針の改訂について御説明いたします。資料は御覧の４９ページの資料となります。

ここで、１と２に１１月議会で御報告しました基本方針の改訂の概要等について記載しておりますけれども、大きな変更点はございませんでしたので、３番のパブリックコメントの実施結果について御報告いたします。１１月議会で報告した後の１２月１６日から１か月間行いまして、意見概要として、大きく分けて２つの御意見がありました。１つ目は、登場人物が多くて主語、言葉の定義が分かりにくいといった類いの御意見が４件ございまして、より県民に分かりやすい表現にするため、加筆・修正を行いました。また、その他としまして、施策内容の妥当性や成果指標の設定の考え方に関する御意見が３件ありました。

方針の改訂に当たりましては、４番の改訂の経過に記載のとおり、NPOの実践者ですとか企業関係者、学識経験者等で構成しております委員会において複数回議論いただきましたけれども、その議論で出ました意見、考え方を踏まえまして、その妥当性などについて県の考え方を整理・回答することとし、方針案の修正は行わないこととしました。

今後ですけれども、今月中の改訂を予定しております。

私からは以上でございます。

○須山委員長

実原消費とくらしの安全室長。

○実原消費とくらしの安全室長

私からは、資料５０ページから５２ページにございます、第６期島根県消費者基本計画、第６期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画及び島根県犯罪被害者等支援計画の３つの計画について御説明いたします。１１月議会の当委員会におきまして素案を御説明した後、１２月１９日から１月２０日までパブリックコメントを実施しましたので、その状況等について御報告させていただきます。

まず最初に、５０ページをお願いいたします。第６期島根県消費者基本計画については、パブリックコメントの結果、意見はございませんでした。また、２月２５日に島根県消費生活審議会より計画案について答申があったところでございます。これを踏まえまして、素案からの修正点につきまして、４番に記載をしております。１点目、地域見守りネットワークの設置数につきまして、２つの町から新たに設置の報告がありましたので、素案では令和６年７月末で８市６町１村の設置としておりましたところ、令和７年１月末で８市８町１村に時点修正をいたします。２点目としまして、施策ごとに設定している個別指標のうち、施策⑥、市町村相談体制の充実に向けた支援では、市町村相談専用ダイヤルによる経由相談数を第６期計画で新たな指標として設定しました。今年度上半期の実績が４４件だったことから目標値を年間８０件としていたところ、１２月末の実績が９０件を超えたことから、目標値を年間１００件に修正をいたします。

続いて、５１ページ、第６期島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり基本計画につい

てでございます。パブリックコメントでは4件の意見が寄せられました。性犯罪抑止に関する意見では、性犯罪の厳罰化や包括的性教育など性犯罪をする側を抑止する施策が必要との意見がありましたが、本計画は県民等による自主的な活動の推進を基本としていることから、犯罪等の抑止等を念頭に置いた処罰の在り方などについては記載をしておりません。その他の御意見につきましてもいずれも計画の修正はございませんが、御意見を今後の取組の参考といたします。

続いて、52ページ、島根県犯罪被害者等支援計画についてでございます。パブリックコメントでは7件の意見が寄せられ、そのうち犯罪被害者及びその家族の二次被害の改善に関して5件の意見をいただきました。犯罪被害者等の支援は、被害者の置かれている個々の事情に応じて適切に行うとともに、二次被害が生ずることのないよう十分配慮して行う必要があると考えており、犯罪被害者等に対する県民の理解増進を図る取組に二次被害防止を含むことを追記いたします。その他、女性相談センターの相談体制に関する意見、男性の性被害に関する意見につきましては、計画の修正はございませんが、御意見は今後の取組の参考といたします。

以上3つの計画につきまして、3月中に計画策定とする予定でございます。

私からは以上でございます。

○須山委員長

青木スポーツ振興課長。

○青木スポーツ振興課長

スポーツ振興課より2件の御報告をいたします。

53ページをお願いいたします。第3期島根県スポーツ推進計画の策定についてでございます。

1の計画概要につきましては前回の報告から変更ございません。

次に、2のパブリックコメントの結果ですが、4件の意見がございました。うち、施策のタイトルの変更にしまして2件意見があり、施策1のタイトル、こちらの「スポーツ」の重複に対しては読点で区切り表現するよう修正いたしました。また、障がい者スポーツに関しまして、施策1において、ライフステージ並びで記載することへの疑問、また、健常者と障がい者が一緒になってスポーツを楽しむという視点が弱いとの御意見がありました。御意見に対しましては、障がい者スポーツへの考え方とそれに基づく計画の構成について回答するとともに、一部加筆・修正を行っております。また、施策3のうち、競技スポーツの推進に向けた組織・体制づくりにおいてスポーツ医科学の専門家の例示にアスレティックトレーナーを入れていただきたいの意見がありましたので、それについては追記をしております。

今後のスケジュールですが、2月17日にスポーツ推進審議会において御承認いただきました。今後、ホームページや関係機関等への冊子の配付により周知していくとともに、計画に掲げます方向性に基づき、スポーツ推進施策に取り組んでまいります。

次に、54ページをお願いいたします。島根県公立中学校における部活動の地域連携・地域移行に係る方針についてでございます。

1の方針の概要につきましては前回御報告の内容から変更はございません。

2のパブリックコメントの結果ですけれども、16件の意見がありました。主な意見とい

たしましては、これまでどおり学校での部活動を大切にすべき、また、逆に、部活動を残すことで地域団体の立ち上げのブレーキになるなど、基本的な考え方に関する意見のほか、高校入学者選抜、内申書に関してですが、それへの記載に関することですか地域に移行することで生じる新たな負担への懸念など、教員の負担軽減に関するもの、あるいは、大会参加の見直しや報酬単価の増額など、地域スポーツクラブ、地域指導者への対応に関するものなど様々なものがございました。いただきました御意見に対しましては、改めて方針に掲げる県の考えについて回答するとともに、次の3の今後の取組のところにありますが、前に御報告しましたとおり、今後、市町村が中心となって、地域の関係者による協議が進められていくことになります。県としましても、教育委員会とともに市町村の取組を一緒になって支援していきますが、いただいた御意見につきましては取組を進めるに当たり参考にしていきたいと考えております。

なお、総務委員会におきまして、教育委員会より同様の報告を行っておりますので、申し添えます。

私からは以上です。

○須山委員長

西環境政策課長。

○西環境政策課長

私のほうから、島根県環境総合計画の一部改訂（地球温暖化対策の推進）について説明をいたします。資料は55ページを御覧ください。

令和6年10月23日の環境厚生委員会において計画改訂素案について御報告をしました。その後、パブリックコメントの募集を実施し、2月27日に島根県環境審議会から計画改訂案について答申がありましたので、その内容を御報告します。

1、計画改訂の概要については、これまで委員会のほうで説明をしたとおりでございます。

2、パブリックコメントの実施結果ですが、令和6年11月5日から12月6日まで意見を募集しましたが、意見の提出はありませんでした。

次に、3、改訂内容の（1）、温室効果ガス排出量の削減目標等の引上げですが、素案でお示した目標値からの変更はありません。また、（2）、島根県再生可能エネルギーの導入の推進に関する基本的な計画を今回の改訂に併せて環境総合計画に統合すること、（3）、県自らの事務事業分に係る二酸化炭素等の排出削減目標の引上げについても、素案から変更はございません。

最後に、4、改訂の経過、今後の予定ですが、昨年6月に島根県環境審議会に諮問し、本年2月27日に答申をいただきました。今後、3月中に改訂、公表の予定でございます。

次に、島根県環境総合計画の一部改訂（循環型社会の形成）の実施について説明をいたします。資料56ページを御覧ください。これについては、来年度、計画を改訂するという事柄でございます。

1、計画改訂に至る背景ですが、2021年3月に環境施策に関する諸計画を統合した島根県環境総合計画を策定しました。現行計画の計画期間は2030年度までですが、循環型社会の形成に関しては2025年度の目標を定めており、新たに2030年度の目標を定めるなど、令和7年度に計画の一部改訂を行うものです。なお、今回改訂する部分に

については、参考に記載した3つの法令に基づく各種計画に位置づけております。

2、計画一部改訂の骨子ですが、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令において、1つ目のポツ、廃棄物の発生量及び処理量の見込み、2つ目、廃棄物の減量その他、その適正な処理に関する基本的事項、3つ目、一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項、4つ目、産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項、5つ目、非常災害時における廃棄物の処理等の実施に必要な事項を計画で定めることとされており、これらの事項を骨子として検討を進めてまいります。

最後に、3、改訂スケジュールです。2月27日の島根県環境審議会において計画の一部改訂について諮問をしたところです。今後、部会での検討、パブリックコメントの実施等を経て、令和8年2月に環境審議会の答申、3月に計画改訂を予定しております。また、検討状況等につきましては、適宜環境厚生委員会に報告をさせていただきます。

私からは以上です。

○須山委員長

清山宍道湖・中海対策推進室長。

○清山宍道湖・中海対策推進室長

資料57ページをお願いいたします。宍道湖及び中海に係る第8期の湖沼水質保全計画の策定状況について。11月定例会の常任委員会においてパブリックコメントの状況について報告をしており、その後の状況について報告します。

2ポツ、湖沼水質保全計画（案）の概要について。計画素案に対する意見として、①はさきの委員会で報告させていただいたところです。このほか、②の関係省庁からの意見等がありました。一例を挙げていますが、国土地理院から流域図作成の基となる地図データの出典を明記するよう意見があったところです。これらの意見を踏まえ、計画案としたところです。

3ポツ、策定の計画と今後の予定について。12月20日に島根県環境審議会から計画案について答申がありました。その後、12月24日の関係市町の長の意見聴取をはじめとして法定協議を実施したところ、計画案に対する意見はなかったことから、1月31日付で環境大臣に協議しているところです。環境大臣の同意は3月後半と見込んでおり、年度内の計画策定・公表を予定しております。以上です。

○須山委員長

阪口環境生活部参事。

○阪口環境生活部参事（廃棄物対策）（廃棄物対策課長）

廃棄物対策課から2点報告します。

島根県災害廃棄物処理計画の一部改訂についてです。58ページを御覧ください。市町村に災害廃棄物処理に関する基本的な考え方と処理方策を示すものとして平成30年3月に策定し、環境省の指針改定が昨年度まで順次行われたこと等を踏まえて、このたび加筆修正しました。

災害廃棄物は一般廃棄物として市町村が適正に処理することが基本で、生活ごみやし尿等を災害時でも可能な限り支障なく収集するとともに、災害瓦礫など大量の廃棄物を適切に処理することも必要となります。県では、本計画を策定するなどして市町村の備えを促す支援を行い、令和4年度からは毎年、市町村職員等を対象にした仮置場の実地訓練を実

施し、対応力の向上を図っています。

このたびの加筆修正では、指針改定による国の役割の明確化などや引用情報のアップデートなど所要の加筆のほか、近年改定された熊本県、岡山県の計画や松江市、出雲市などの知見など参考情報を増やし、実効性の向上に努めました。計画案のポイントなどはお手元の資料のとおりで、本委員会終了後、速やかに市町村に通知し、公表する予定です。

続いて、海岸漂着物の回収・処理事業の実施状況についてです。昨年3月の本委員会で御質問いただきました沿岸市町村の回収・処理の状況について報告します。資料59ページを御覧ください。

本事業では、国の補正予算で措置された環境省の補助事業を活用して海岸管理を担当している県または市町村により実施しており、原則7割、過疎・半島地域は8割、離島では9割が国から補助される制度となっております。過去の実施状況は59ページの資料のほか、各海岸管理者の状況など沿岸地図とともに別紙にてまとめましたので御覧ください。各海岸は県土木部と農林水産部及び市町村により目的ごとに分担して管理されており、当部では年度当初に県土整備事務所単位で県・市町村海岸管理者ブロック会議を開催して調整を行った上で実施しています。また、年度途中で執行状況の調査を行い、事業費を再配分するなど、確実な実施に向けた取組に努めており、現在実施中の本年度事業でも執行率の向上につながる見込みです。

実際の業務委託の現場では、気象状況や波浪による作業の影響、漂着状況によって回収量は大きく変動するなど、事業執行にある程度の不確定な要素はやむを得ないと聞いておりますが、引き続き海岸管理者の理解と協力の下、しっかり取り組みます。また、今後も国へ要望を継続するなど、事業費の確保に努めていきます。

報告は以上です。

○須山委員長

ただいま説明がありましたが、質疑等はありませんか。

大国委員。

○大国委員

部活動の地域移行の方針について報告がありましたので、ちょっと確認したいことも含めて質疑したいんですけども、パブリックコメント実施されて、意見が16件だったと。私、部活動の主役は誰かというのと、当然、生徒・子どもだと思うんです。この16件のうち、当事者である子どもからの意見というのがあったのかなかったのか。あったなら、どんな意見が寄せられたのかというところを伺いたいです。

それから、お示しされているこの方針案ですけども、ちょっとまだ先行き不透明なところがあるので、はっきりとした書き方でないところが当然にこれは幾つかあるんですけども、例えば費用負担の在り方についてどうなるのかということですね。この案で、基本的な考え方じゃなくてですね、そもそもの「はじめに」のところですね、部活動の意義というところで、これ、主語は「中学校の部活動は」というのが主語で、結論的に、重要な教育活動であると。それは言うまでもないことだと思います、教育活動の一環ですね。中学校というと義務教育の段階の教育活動である部活動、その費用負担ということになると思うんです。義務教育は無償というのはうたわれていることですけども、それを部活まで含めるのかどうかというのはいろいろ議論あると思うんですけども、間違いな

くその費用負担について、今より負担が増えるっていうことは、これは当然あっちゃいけないことだというふうに思います。ただ、部活動の現状を見ると、例えば野球部ってお金がかかりますね。それから、運動部で、練習着だとか、シューズだとか、いろいろ買いそろえなければいけない、そういうところは結構お金かかるんですよね。文化部だってお金かかる場所当然あると思うんですよ。その負担っていうのは割と結構な負担になっていると思うんです。学校に払う教材費よりも大きい負担になっていることだって当然あり得る中で、今回、地域移行でのその費用負担の在り方というところが検討されていると思うんですけれども、ちょっと残念なというか、もう一步踏み込んでほしいっていうのが、8ページのところに費用負担の考え方が書いてあるんですけども、市町村は負担の在り方について、経済的に困窮する家庭の生徒のということ、ここに支援をすることも含め、検証・検討に努めなさいということだと思うんです。恐らくこれは教育委員会の話ですけども、恐らく就学援助の対象者などがここにはまってくるのではないかというのがこの文章から読み取れるんですよね。この間、いろいろ様々、子育て支援を国含めて、県も当然ですけども、充実させていく中で、支援の対象をこの経済的に困窮する家庭というふうに非常に限定的にしてしまうっていう、この方向性が私は正しくないと思うんですよ。もっと言えば、これはもう所得の高い低い関わりなく、あまねく全ての児童の部活動に係る経費を支援するっていうのが本来あるべき方向だと思うんです。だから、事実上のこれ、所得制限をかけるということになるわけですよ。ただ、子どもに係るものっていうのは本来所得制限っていうのはかけるべきではないし、実際そういう方向に流れていると思います。児童手当だって所得制限がなくなったじゃないですか。高校授業料の無償化の話も出ていますけれども、基本的に所得制限はなくしていこうという方向があるんで、だから、私、この（ア）のこの書きぶりっていうのは、これは正しくないというふうな思いを持っていますので、ここは指摘しておきたいというふうに思います。

そこが私が言いたいところのメインでございます。2点ですね、お答えいただきたい。

○須山委員長

青木スポーツ振興課長。

○青木スポーツ振興課長

2点御質問いただきました。まず、回答の中に子どもの意見があったかということですが、実際の生徒さんからの意見と思えるような意見はありませんでした。加えて、ちょっと私も気になって見とったんですけども、この中で保護者側の意見というののもちょっと見受けられなくて、今の状況でいうと、まずは学校現場、教員の方の心配事、その次に受け手となる地域のクラブ活動、ここら辺が実際の問題としてですね、そこら辺の意見があって、まだ保護者並びに子どもさんのところまで、そこまで共有できてないのかなとは思っています。

先ほど、費用負担については、まさにおっしゃったような課題は抱えております。これも今後の検討の中で進めていくということになりますが、先ほど申し上げた、当然、地域移行にしていった後は部活動でないという整理になりますんで、そこに対する子どもに係る経費の負担を誰が担うのか、その分担をどうするのかっていうことは検討会の中でもいろいろ御意見がございました。それを踏まえて、方針として一つ示したんですけども、この内容につきましては、今後話し合う中で考えていくことかなとは思っております。課題

の認識はしておりますし、議員の御指摘も踏まえて、また、来年度からはじまります検討会の中ではしっかり検討していきたいと思っております。

○須山委員長

大国委員。

○大国委員

昨日、健康福祉部の審査の中で、しまねっ子すくすくプランの話、報告受けて、子どもに対して積極的に意見を聞くという方針の下でいろいろ意見寄せられたものを紹介していただいたんですよ。この姿勢、大事だになっていうことを私、よく感じてですね、ぜひ今回のこの部活動の地域移行の方針、今まとめられている最中で、いろいろ努力されていると思うんですけども、ぜひね、当事者の、当事者たる中学生、子どもの意見を必ず聞いてほしいなど。で、必ず反映させてほしいというふうに思います。割と中学生ぐらいになると、小学生もですけども、大人が思う以上にしっかりした考え言うことがありますので、そこを重視もして、ぜひ当事者の意見酌んでほしいなどというふうに思います。同時にですね、今もですけども、部活やるのは子どもで、お金出すのは基本的に保護者なんですよね。お金出す人の意見もしっかり聞いてほしいと。主体となっている教員の先生はもとよりですよ。今後その指導者、指導的役割を果たされるであろう方たち、団体、当然なんですけれども、同じぐらい、あるいはもしかしたらそれ以上かもしれません、当事者、それからお金を出す保護者の意見をしっかり聞いた上で、最終的にこれ練り上げてほしいなどというのが私の切なる願いでございますので、よろしくお願いします。

○須山委員長

よろしいですか。

青木スポーツ振興課長。

○青木スポーツ振興課長

おっしゃったことを踏まえて、しっかり現場の意見、当事者の意見を聞いていきたいとします。子どもの意見でも、子どもから聞いた方からの意見を聞くと、逆に、週末ぐらいは休みたいという子が結構おったりしてですね、そういったことも含めて、聞いてみることは大事だなとは思っておりますので、委員の御指摘踏まえまして、当事者の意見を聞きながらやっていきたいと考えております。

○須山委員長

ほかにありますか。よろしいですか。

それでは、以上で報告事項の調査を終了いたします。

この際、環境生活部全般に関し、委員の皆様、何かありましたらお願いします。よろしいですね。（「はい」と言う者あり）

それでは、以上で環境生活所管事項の審査及び調査を終了します。

執行部の皆さんにおかれましては、このメンバーで行う委員会は最後だというふうに思っています。この1年間、大変お世話になりました。ありがとうございました。退席されて結構でございます。

委員の方はしばらくお待ちください。

〔執行部退席〕

○須山委員長

それでは、続いて、委員間協議を行います。

はじめに、委員長報告について御相談をいたします。今回の委員長報告に当たり、特に盛り込むべき事柄があれば御意見をお願いします。一任でよろしいですか。

大国委員。

○大国委員

一任でいいんですけれども、病床削減の補助金の件、委員長も言われたように、ぜひしっかり厳しめに指摘していただけたらなと。県が悪いわけでもないので、ただ、県としてもきちとした姿勢を明確にして臨んでほしいなというふうに思いますので、よろしくお願いします。一任でございます。

○須山委員長

分かりました。

ほかに。よろしいですね。（「はい」と言う者あり）

それでは、委員長報告につきましては、ただいまの意見を踏まえて、正副委員長に御一任いただきたいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○須山委員長

それでは、御異議ないようでございますので、そのように決定をいたします。

次に、委員派遣についてですが、所管事項に関わる調査活動を計画されている方があれば、委員会として派遣決定をしておく必要がありますので、お申し出ください。ありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○須山委員長

なしですね。

次に、閉会中の継続調査事件についてでありますがお配りした案のとおり議長に申し出ることにしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○須山委員長

それでは、御異議がないようでございますので、そのように決定をいたします。

本日の予定は以上ですが、何かほかにございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○須山委員長

ないようでございますので、これをもちまして環境厚生委員会を閉会します。御苦労さまでございました。